

林野火災注意報、林野火災警報について

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を契機として、総務省消防庁の通知により、伊賀市火災予防条例の一部改正を行い、「林野火災注意報」及び「林野火災警報」を新設し、火災が発生しやすい気象状況になった場合は指定された区域に注意の呼び掛け、さらに火災予防上危険な気象状況になった場合は指定された区域に火の使用制限をかけることとなりました。

1 指定区域、気象条件について

(1) 指定する区域

森林法第21条により市町村長による火入れの許可制度に従い、森林の周囲1km範囲内とします。

(2) 林野火災注意報発令基準

気象庁データから、3日前からの降水量が1ミリ以下、かつ30日間の降水量が30ミリ以下を条件とします。

この注意報の発令期間中は、たき火、野焼き、喫煙など屋外での火の使用制限に努めるようにお願いします。

(3) 林野火災注意報が発令されている中で、火災予防上危険であると消防長が認めたときには指定する区域に「林野火災警報」を発令します。

この警報の発令期間中は火の使用の制限がかかります。

※火災予防上危険であるとは、乾燥注意報や強風注意報が出た場合をいいます。

2 火の使用制限について

- (1) 山林、原野への火入れをしないこと。
- (2) 煙火（花火）を消費しないこと。
- (3) 火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 山林、原野での喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻含む）、取灰、火粉を始末すること。

3 周知方法について

ケーブルテレビ（文字放送）、ハザードン（防災アプリ）、伊賀市ホームページ、伊賀市公式 SNS、広報車での巡回（警報時）等